

住んでいる家の「り災証明書」の発行について

●地震(じしん)で 家(いえ)が こわれた 人(ひと)は 読(よ)んで ください。

●住(す)んでいる 家(いえ)が 地震(じしん)で こわれた 人(ひと)に「り災証明書(さいしょうめいしょ)」を 出(だ)します。

●り災証明書(さいしょうめいしょ)は 支援金(しえんきん)などの 申(もう)し込(こ)みをするときに 必(かなら)ず いるものです。

地震(じしん)や 台風(たいふう)で 家(いえ)が こわれた ときに 出(で)ます。

申(もう)し込(こ)みが いきます。申(もう)し込(こ)みを したら 家(いえ)が どれくらい こわれたのか、役所(やくしょ)の 人(ひと)が 調(しら)べます。＜被害認定調査(ひがいにんていちょうさ)といいます。＞そして り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらうことが できます。

り災証明書(さいしょうめいしょ)に 下(した)↓の どれかが 書(か)いてあります。

・全壊(ぜんかい)

… 家(いえ)が 全部(ぜんぶ) こわれた。

・大規模半壊(だいきぼはんかい)

… 家(いえ)が ほとんど こわれた。直(なお)すのに 長(なが)い 時間(じかん)が かかる。または もう 直(なお)すことが できない。

・半壊(はんかい)

… 家(いえ)が 半分(はんぶん) こわれた。直(なお)せば もう一度(いちど) 住(す)むことが できる。

・一部損壊(いちぶそんかい)

… 家(いえ)に こわれた ところが ある。窓(まど)や とびら、天井(てんじょう)など。

・床上浸水(ゆかうえしんすい)

… 家(いえ)に 水(みず)が 入(はい)ってきて、1階(かい)の 床(ゆか)より 高(た)かいとき。

・床下浸水(ゆかしたしんすい)

… 家(いえ)に 水(みず)が 入(はい)ってきて、1階(かい)の 床(ゆか)には 届(と)かないとき。

・被害(ひがい)なし

… 家(いえ)は こわれていない。

●り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらえる人

住(す)んでいる 家(いえ)が こわれた 人(ひと)。

※家(いえ)が 少(すこ)しだけ こわれた 人(ひと)でも いいです。

※家(いえ)だけです。 車(くるま)を とめる ところや 外(そと)の 物置(ものおき)、  
外(そと)の とびらが こわれても 調(しら)べません。

●申(もう)し込(こ)みを するところ

住(す)んでいる 区(く)の 区役所(くやくしょ)の 福祉課(ふくしか)や、  
近(ちか)くの 総合出張所(そうごうしゅっちょうじょ)で 申(もう)し込(こ)みを して  
ください。

<区役所(くやくしょ)の 福祉課(ふくしか)>

中央区(ちゅうおうく) 096-328-2311

東区(ひがしく) 096-367-9127

西区(にしく) 096-329-5403

南区(みなみく) 096-357-4129

北区(きたく) 096-272-1118

<総合出張所(そうごうしゅっちょうじょ)>

託麻総合出張所(たくま そうごうしゅっちょうじょ) 096-380-3111

河内総合出張所(かわち そうごうしゅっちょうじょ) 096-276-1111

花園総合出張所(はなぞの そうごうしゅっちょうじょ) 096-359-1122

**城南総合出張所(じょうなん そうごうしゅっちょうじょ)0964-28-3111**

飽田総合出張所(あきた そうごうしゅっちょうじょ) 096-227-1111

天明総合出張所(てんめい そうごうしゅっちょうじょ) 096-223-1111

幸田総合出張所(こうだ そうごうしゅっちょうじょ) 096-378-0172

北部総合出張所(ほくぶ そうごうしゅっちょうじょ) 096-245-2111

清水総合出張所(しみず そうごうしゅっちょうじょ) 096-343-9161

●申(もう)し込(こ)みの 時間(じかん)

月曜日(げつようび) から 金曜日(きんようび) まで

午前(ごぜん)8時(じ)30分(ぷん) から 午後(ごご)5時(じ)15分(ふん) まで

※月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)まででも 祝日(しゅくじつ)は しません。

●申(もう)し込(こ)みの しかた

・窓口(まどぐち)で 「調査依頼(ちょうさいらい)」を します。

窓口(まどぐち)は うけつけの ことです。うけつけを する 人(ひと)が います。

家(いえ)が どれくらい こわれたのか 調(しら)べるのを お願(ねが)いします。

・家(いえ)が どれくらい こわれたのか、 区役所(くやくしょ)の 人(ひと)が 調(しら)べます。

・調(しら)べた あとで 証明書(しょうめいしょ)の 用意(ようい)が できたら、 連絡(れんらく)が きます。

・連絡(れんらく)が きたら 窓口(まどぐち)に きてください。 り災証明書(さいしょうめいしょ)が もらえます。

※申(もう)し込(こ)みを する 窓口(まどぐち)と 証明書(しょうめいしょ)をもらう 窓口(まどぐち)は ちがいます。  
気(き)を つけて ください。

・すぐに 証明書(しょうめいしょ)を もらうことが できないときも あります。

### 〇り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらう 窓口(まどぐち)

中央区役所(ちゅうおうくやくしょ)

→市庁舎(しちょうしゃ)1階(かい)ロビー

…正面入口(しょうめんいりぐち)の ちかくです

東区役所(ひがしくやくしょ)

→1階(かい)ロビー

西区役所(にししくやくしょ)

→新館(しんかん)1階(かい) 101 会議室(かいぎしつ)

南区役所(みなみくやくしょ)

→アスパル富合(とみあい)ホール

北区役所(きたくやくしょ)

→2階(かい) 会議室(かいぎしつ)

託麻総合出張所(たくま そうごうしゅつちょうじょ)

→1階(かい) ロビー

城南総合出張所(じょうなん そうごうしゅつちょうじょ)

→3階(かい) 大会議室(だいかいぎしつ)

### 〇り災証明書(さいしょうめいしょ)が もらえる 曜日(ようび)と 時間(じかん)

・曜日(ようび)は 月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)まで です。

・時間(じかん)は 午前(ごぜん)9時(じ)から 午後(ごご)4時(じ)まで です。

り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらうときに 持(も)っていく ものが あります。  
じぶんは なにが いるか、 よく 読(よ)んで きめてください。

#### 1：通知文(つうちぶん)

区役所(くやくしょ)が あなたに 送(おく)る 紙(かみ)です。

家(いえ)が どれくらい こわれたか 調(しら)べるのが 終(お)わったら 来(き)ます。

通知文(つうちぶん)が 来(き)たら り災証明書(さいしょうめいしょ)が できた という ことです。

2：り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらう 人(ひと)の 身分証明書(みぶんしょうめいしょ)

車(くるま)の 運転免許証(うんてんめんきょしょう)や さくらカード、住基(じゅうき)カード など

あなたの 顔(かお)の 写真(しゃしん)と、 名前(なまえ)や 住(す)んでいる所(ところ) など くわしいことが 書(か)いてある ものが いります。

※他(ほか)の 人(ひと)が かわりに もらいに いくときは、 かわりに もらう 人(ひと)の 身分証明書(みぶんしょうめいしょ)を 持(も)ってきて ください。

3：電気(でんき)や ガス、水道(すいどう)の お金(かね)を 払(はら)ったときの 領収証(りょうしゅうしょう)や 家(いえ)の 契約書(けいやくしょ)

住民票(じゅうみんひょう)と り災証明書(さいしょうめいしょ)の 住所(じゅうしょ)＜住(す)んでいる所(ところ)＞が ちがう ときに いります。

\*領収証(りょうしゅうしょう)・・・お金(かね)を いくら はらったか 書(か)いてあります。

\*契約書(けいやくしょ)・・・家(いえ)を 買(か)う時(とき)や 借(か)りる時(とき)に 作(つく)る 紙(かみ)。

4：委任状(いにんじょう)

家族(かぞく)じゃない、 ほかの人が かわりに り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらいに 行(い)くとき いります。

「この人(ひと)に かわりに もらいに 行(い)くのを お願(ねが)いしました」ということを 紙(かみ)に 書(か)いて かわりに もらいに 行(い)く 人(ひと)に あげて ください。

5：申請書(しんせいしょ)

申(もう)し込(こ)みを したとき 書(か)いた 紙(かみ)です。

●家(いえ)が あまり こわれなくて、 区役所(くやくしょ)の 人(ひと)が 調(しら)べ なくていい 人(ひと)も います。

その人(ひと)も 「一部損壊(いちぶそんかい)」の り災証明書(さいしょうめいしょ)が ほしいときは もらうことが できます。

こわれている ようすの 写真(しゃしん)を 申(もう)し込(こ)みの 窓口(まどぐち)に 持(も)ってきて ください。

そこで 係(かか)りの 人(ひと)が みて、り災証明書(さいしょうめいしょ)を 出(だ) します。

そのとき 下(した)↓の ものを 持(も)ってきて ください。

○持(も)っていく もの

・印鑑(いんかん)

持(も)っていないときは、なくて いいです。

・ こわれたところの 写真(しゃしん)や

こわれたところを 直(なお)したときの 「修繕見積書(しゅうぜんみつもりしょ)」

※「修繕見積書(しゅうぜんみつもりしょ)」は こわれた ところを 直(なお)するとき、いくら お金(かね)が かかるのか 書(か)いてある 紙(かみ)の ことです。

※写真(しゃしん)は カメラや 携帯電話(けいたいでんわ)の 画面(がめん)で みせても いいです。

・ 上(うえ)↑に かいてある、

2：り災証明書(さいしょうめいしょ)を もらう 人(ひと)の 身分証明書 (みぶんしょうめいしょ)

5：申請書(しんせいしょ)

3と4が いる 人(ひと)は 3と4も 用意(ようい)して ください。